

森下竜一委員
配布資料

HGF遺伝子治療に関する特許

HGF遺伝子治療法の発明

研究開発(有用性)

米 国

日 本

H G F 遺 伝 子 治 療 法 特 許

米国特許6,248,722

「HGF遺伝子を含む発現ベクターを、治療上有効な量を患者に対し筋肉内に投与することからなる、HGFが有効な疾患を治療する方法。」

製品化に向けた研究開発(有効性・安全性)

動脈疾患
治療薬

脳梗塞
治療薬

糖尿病
治療薬

疾患
治療薬

H G F 遺 伝 子 治 療 薬 特 許

日本特許3431633号

「HGF遺伝子を含む発現ベクターを有効成分とする筋肉内投与用医薬であって、動脈疾患を治療するための医薬。」

脳梗塞
治療薬特許

糖尿病
治療薬特許

疾患
治療薬特許

製品化に向けた研究開発(有効性・安全性)

動脈疾患治療薬

脳梗塞
治療薬

糖尿病
治療薬

疾患
治療薬

治療方法の特許が認められないデメリット < HGF 遺伝子治療の例 >

1. 研究開発リスクの増大、インセンティブの低下

HGF 治療が有効な疾患について、一定の範囲でカテゴリーとして権利保護がなされるのでないと、他者のフリーライドが容易になる。これでは、革新的な治療法であっても、研究開発投資に対する回収が見込まれず、企業の協力も得られない。結局は、更なる研究開発をディスカレッジすることになる。

2. 初期段階の研究開発コストや特許出願コストが増大

HGF 治療全体を個別疾患毎の特許で防衛しようとするれば、初期の段階から同時に数多くの疾患についての研究開発投資を余儀なくされるが、これは、研究者・ベンチャーのみならず、企業にとっても大変なことであり、更なる研究開発を躊躇させることになる。